

在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業実施要綱

制定 令和 8 年 3 月 1 9 日付 7 保医医政第 2 1 6 6 号

第 1 目的

自ら 24 時間対応体制の在宅医療を提供するとともに他の医療機関の支援も行いながら、在宅療養の現場での多職種連携の支援を行う医療機関が実施する取組への補助を行うことにより、地域の在宅療養体制の構築を促進することを目的とする。

第 2 実施主体

本事業の実施主体は、厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療体制に係る医療体制について」（令和 5 年 6 月 29 日付医政地発 0629 第 3 号）に基づき都が指定した、在宅療養において積極的役割を担う医療機関（以下「積極的医療機関」という。）とする。

第 3 事業内容

積極的医療機関が以下の全ての事業を実施した場合に当該事業に係る費用を補助する。

- （１）地域の実情に応じた在宅医療人材の確保・育成
- （２）平時における多職種・多機関の連携推進
- （３）災害に備えた多職種・多機関の連携推進

第 4 その他

本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。